

神栖市環境保全率先実行計画

(神栖市地球温暖化対策実行計画)

(第四次)

2025（令和7）年3月

神 栖 市

はじめに

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増えることによって、地表の気温が上がる地球温暖化の進行は、海面の上昇による陸地の水没や異常気象の増加など、私たちの生活に様々な影響をもたらします。また、地球温暖化問題は、私たちがこれまで解決してきた公害問題とは異なり発生原因が多岐にわたり、自らが加害者であり被害者であるという関係があります。

近年では、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定であるパリ協定が採択され、国・県において温室効果ガス排出削減目標が設定されるなど社会情勢が大きく変化しています。市においては、庁内における地球温暖化対策や資源の有効利用などを図るため、2008（平成 20）年に「神栖市環境保全率先実行計画」を策定し、その後、2013（平成 25）年に第二次計画、2019（平成 31）年に第三次計画を策定しました。

現在、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、「神栖市再生可能エネルギー導入計画」を策定するなど、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消など取組を強化しており、その目標実現のため、現行計画を見直すことにしました。

今後は、この計画に基づき、市の事務・事業に関して、より積極的な地球温暖化対策の推進を図ることになります。また、私たち自身が省エネルギーなどの地球温暖化対策に取り組むだけでなく、市民の取組を促していかなければなりません。

私たちの業務は、市民の暮らしや健康・福祉、まちづくりなど多岐にわたります。職員の皆様には、自らの事務・事業について地球環境保全の観点から見つめ直し、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入などの促進を図り、良好な行政サービスを提供するとともに、環境に配慮した取組を積極的に進めることを期待しております。

2025（令和 7）年 3 月
神栖市長 石田進

目次

1. 計画改定の背景	1
1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
1-2 事務事業編の基本方針（上位計画の理念等）	5
2. 計画の基本的事項.....	6
2-1 計画の目的.....	6
2-2 計画の位置付け	6
2-3 計画の期間.....	6
2-4 計画の対象範囲	7
2-5 対象とする温室効果ガスの種類	7
3. 温室効果ガスの排出状況.....	8
3-1 温室効果ガス排出量の現況	8
3-2 前計画の取組状況.....	11
4. 温室効果ガスの削減目標.....	13
4-1 目標設定の考え方	13
4-2 基準年度・目標年度	13
4-3 温室効果ガス排出量の削減目標.....	13
5. 施策の展開	14
5-1 施策の基本方針	14
5-2 施策.....	15
6. 計画の推進	19
6-1 推進体制	19
6-2 進捗管理	20

1. 計画改定の背景

1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

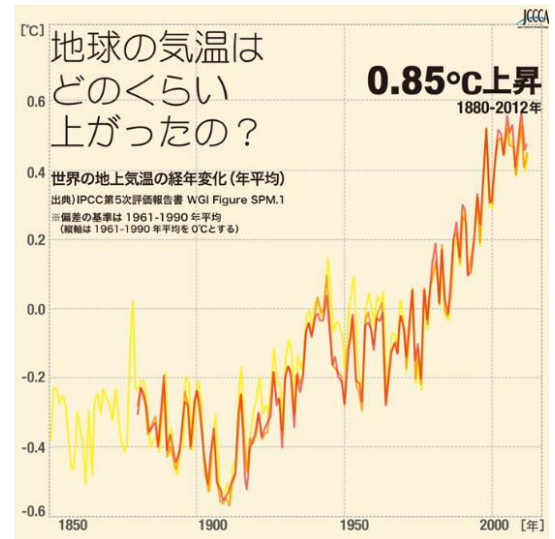
(1) 気候変動による影響

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。現状において、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和 3）年 8 月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていることなどが示されました。

国内においても、気候変動による猛暑日や豪雨の増加などが各地で確認されており、人々の生活、自然環境、社会、経済にも多大な影響を与えています。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

図 1.1 気候変動による気温上昇



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト <<http://www.jccca.org/>>

(2) 国際的な動向

1) パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで行われた第 21 回締約国会議（COP 21）において、「京都議定書」に代わる気候変動対策の新たな法的拘束力のある国際的な枠組みが採択されました。

合意に至ったパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」が示されています。2022（令和 4）年に公表された「第 6 次評価報告書」によると、パリ協定の事実上の長期目標である「世界の平均気温上昇を 1.5°C に抑えること」を達成するためには「温室効果ガスの排出量を 2035（令和 17）年までに 60% 削減すること（2019（令和元）年比）」が必要とされています。

2) 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2030（令和 12）年までに達成すべき国際目標です。SDGs は、17 のゴールとそれらに付随する 169 のターゲットで構成されており、人間、地球及び繁栄のための国際社会共通の行動計画です。これらの目標では、すべての国、すべての人々及び社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さないことが宣言されています。

図 1.2 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



出典: 国際連合広報センター「2030 アジェンダ」

(3) 国内の動向

1) 地球温暖化対策計画

わが国では、2020（令和 2）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、翌年 2021（令和 3）年 4 月に新たな温室効果ガス排出削減目標として「2030（令和 12）年度までに CO₂削減 46%、さらに 50%を目指し挑戦し続けること」が表明されました。こうした状況を踏まえ、2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、実現に向けて、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の温室効果ガス排出情報のデジタル化・オープンデータ化の取組などが規定されました。

「地球温暖化対策計画」の削減目標の内訳をみると、わが国の温室効果ガスの排出はエネルギー起源二酸化炭素が 9 割以上を占めますが、その中で「業務その他部門」については 51%の削減を見込んでいます。

表 1.1 「地球温暖化対策計画」のエネルギー起源 CO₂の各部門の排出量の目標・目安

(単位：百万 t-CO₂)

部門	2013 年度 実績	2019 年度 実績	2030 年度の 排出量の目安	2030 年度の 削減率の目安
エネルギー起源 CO ₂	1,235	1,029	677	45%
産業部門	463	384	289	38%
業務その他部門	238	193	116	51%
家庭部門	208	159	70	66%
運輸部門	224	206	146	35%
エネルギー転換部門	106	89.3	56	47%

出典：環境省「地球温暖化対策計画(2021(令和 3)年 10 月閣議決定)」

2) 第 6 次エネルギー基本計画

2021（令和 3）年 10 月に「第 6 次エネルギー基本計画」は閣議決定され、第 5 次計画以降のエネルギーをめぐる情勢の変化や我が国のエネルギー需要構造の変化を踏まえたエネルギー政策の道筋が示されました。本計画では、第 5 次計画より示されている「3E+S（安定供給（Energy Security）,経済効率性（Economic Efficiency）,環境への適合（Environment）+安全性（Safety））」の視点は据え置きつつ、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞による原油価格の変動などからサプライチェーン全体を見据えた安定供給（Energy Security）の確保の重要性が再認識されました。

3) 気候変動適応法・気候変動適応計画

気候変動適応法は、温暖化や豪雨の増加など、気候変動に起因する生活、社会、経済及び自然環境における影響が顕在していることを踏まえ、国及び地方公共団体において、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動による悪影響を軽減するための「適応策」を各分野で推進する必要があるとし、その役割及び推進体制について定められました。

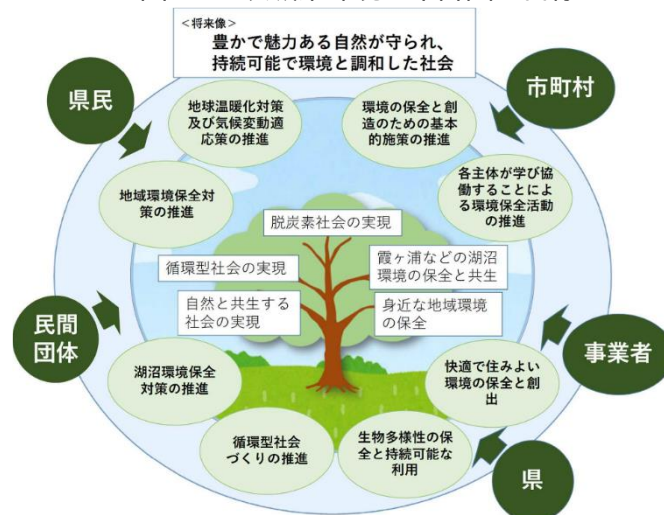
国は、同法に基づき、気候変動の影響による被害を防止・軽減する等のための気候変動的適応計画を 2021（令和 3）年 10 月に前計画（2018（平成 30）年 11 月）を改訂しました。本計画は、2020（令和 2）年 12 月に公表された気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充されました。

(4) 茨城県の動向

1) 第4次茨城県環境基本計画

県民が恵み豊かな環境の恵沢を享受し、安心・安全で充実した暮らしを送るために、2023（令和 5）年度に策定されました。この計画では、「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」を将来像として掲げられ、これを実現するため、「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」、「自然と共生する社会の実現」、「霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生」、「身近な地域環境の保全」との 5 つの基本目標が設定されました。また、計画に示した 5 つの基本目標を実現するため、8 つの施策の柱を設け、それぞれの柱ごとに施策が展開されています。

図 1.3 茨城県環境基本計画の目標



出典：茨城県「第4次茨城県環境基本計画（2023（令和 5）年 3 月策定）」

2) 茨城県地球温暖化対策計画（カーボンニュートラル実現への挑戦）

茨城県では、近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きを踏まえ、本県の地球温暖化対策を充実させる必要があることから、2023（令和 5）年 3 月に改定されました。この計画では、2030（令和 12）年度における温室効果ガス削減目標を、部門ごとに国と同等の削減率になるように設定されました。

温室効果ガス排出削減対策として、カーボンニュートラルの実現を目指し、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発（イノベーション）の一層の加速化・社会実装、廃棄物の 3R の推進に取り組むほか、森林等による吸収源対策を進めていきます。

表 1.2 茨城県の温室効果ガス削減目標（部門別）

（単位：千 t-CO₂）

部門	年度	基準年度 (2013 年度) 排出量	目標年度 (2030 年度) 排出量	目標年度 (2030 年度) 削減率
産業部門 CO ₂		30,723	19,048	▲38%
業務部門 CO ₂		4,893	2,397	▲51%
家庭部門 CO ₂		4,638	1,577	▲66%
運輸部門 CO ₂		6,622	4,304	▲35%
エネルギー転換部門 CO ₂		1,359	720	▲47%
その他ガス（非エネルギー起源 CO ₂ 、メタン、N ₂ O）		2,761	2,374	▲14%
HFC 等 4 ガス（フロン類）		937	525	▲44%

出典：茨城県地球温暖化対策実行計画（2023（令和 5）年 3 月改定）

3) 茨城県環境保全率先実行計画（第6期県庁エコ・オフィスプラン）

2021（令和3）年3月に、県自らの事務事業に関し、率先して省エネルギー・省資源等の環境保全行動に取り組み、温室効果ガスの排出抑制や環境負荷の低減を図ることを目的に策定されました。計画の目標は「二酸化炭素排出量を2025（令和7）年度までに2020（令和2）年度比で10%削減」とし、目標達成に向けた取組として、「施設・設備の省エネルギー対策」「省エネルギー・省資源のための行動」、「再生可能エネルギーの導入拡大」の3つを掲げています。

（5）神栖市の動向

1) 第3次神栖市総合計画（2023（令和5）年4月改定）

神栖市では、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度の4カ年を期間とした「第3次神栖市総合計画」を策定しました。神栖市を取り巻く社会・経済情勢の変化、前総合計画の期間中に新たに生じた課題等を明らかにしながら、「魅力ある誇れる神栖市を目指して」の実現に向け、神栖市が推進していく施策の基本的な方向を示しています。

2) 神栖市再生可能エネルギー導入計画

神栖市では、2024（令和6）年3月に2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーを最大限に有効活用していく取組として、再生可能エネルギーの導入目標や地域の将来ビジョンを示しました。そして市民、事業者、行政が一体となって総合的・効果的に地球温暖化対策を推進していきます。計画の目標は、2050年度の脱炭素化を達成することを目指し、その一里塚として2030（令和12）年度には温室効果ガスの排出量を46%削減することを目指します。

図 1.4 脱炭素社会が実現した神栖市の未来予想図

▼脱炭素社会が実現した神栖市の未来予想図



出典：神栖市再生可能エネルギー導入計画（2024（令和6）年3月策定）

1-2 事務事業編の基本方針(上位計画の理念等)

地球温暖化対策推進法第 21 条では、都道府県及び市町村は事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが義務づけられています。

また、神栖市の「神栖市環境基本条例」及びこれに基づき策定されている「神栖市環境基本計画」においても、市役所の率先的な行動を推進が示されていることから、上位計画の示す方針・方向性に対応する重要性からも、行動を着実に遂行するための計画が必要となります。

地球温暖化対策推進法 第21条(抜粋)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

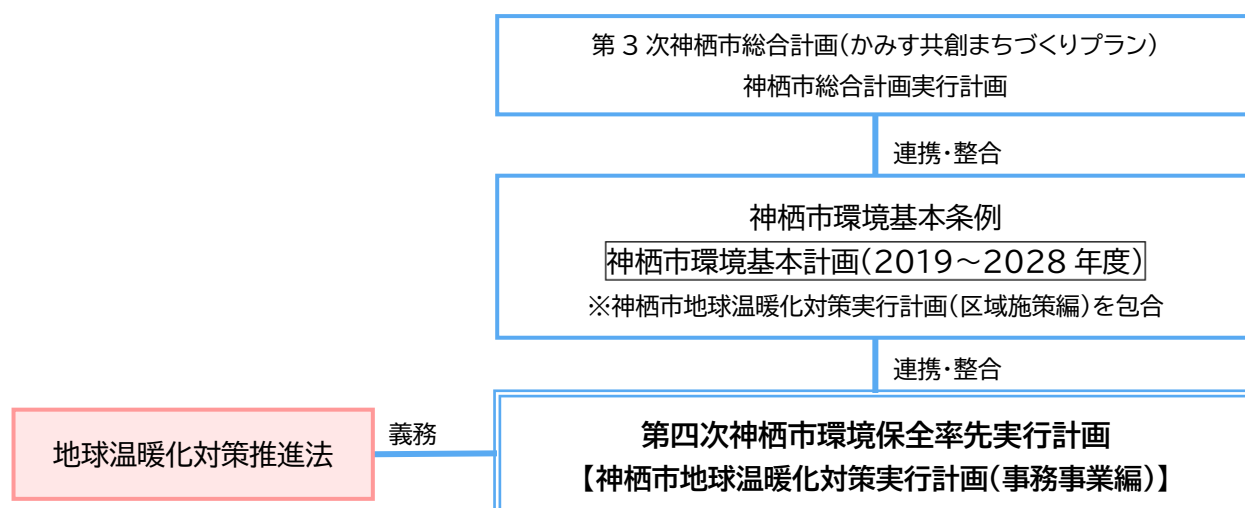
この計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条及び神栖市の環境基本条例及び環境基本計画に基づき、市の事務及び事業に伴う、温室効果ガスの排出量の削減を目的とします。

2-2 計画の位置付け

本実行計画は、上位計画である「神栖市環境基本計画（神栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含）」と一体的に推進するため、全庁的な取組として推進するための「部門別計画」に位置づけます。

また、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく策定義務に対応し、地球温暖化防止に貢献するための取組を推進します。

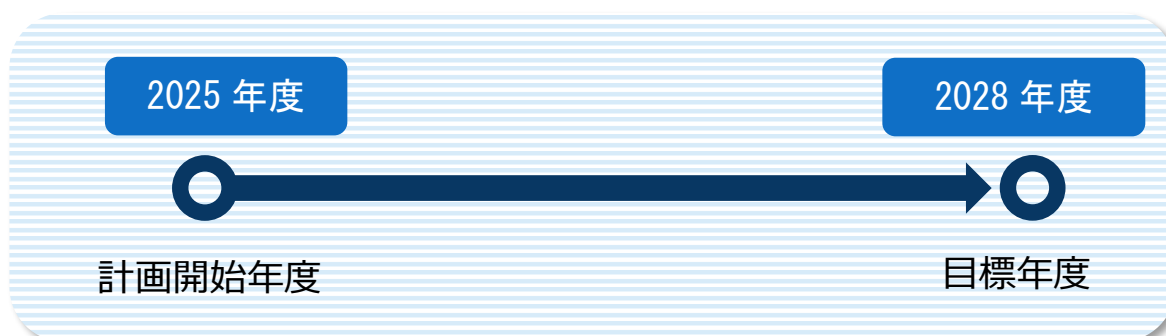
図 2.1 計画の位置付け



2-3 計画の期間

上位計画である「神栖市環境基本計画」と一体的に推進するため、開始年度をあわせた 2025（令和 7）年度から 2028（令和 10）年度までの 4 年間とします。

図 2.2 計画の期間



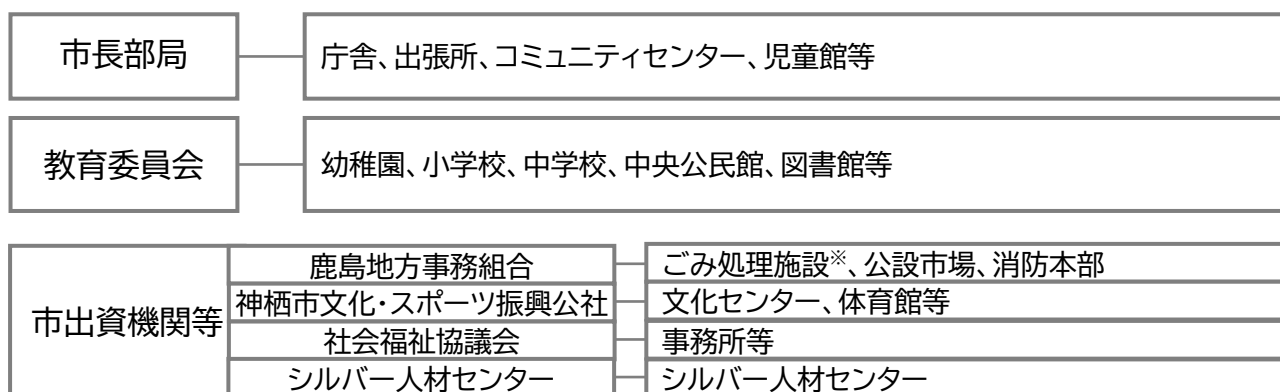
2-4 計画の対象範囲

地球温暖化対策推進法では「地方公共団体の事務及び事業」を対象とすることとされており、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。

本市の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理や上下水道、市立学校等も含まれます。指定管理者に施設運営を委託している場合でも、市による温室効果ガス排出削減等の措置が可能なものについては計画の対象とし、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

また、省エネ法におけるエネルギー管理を行う組織体系とも整合するように、市長部局、教育委員会、市出資機関等の体系で整理しています。

図 2.3 計画の対象範囲



※鹿嶋市と共同のため神栖市分相当を計上。

2-5 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法において対象である温室効果ガスは 7 種類ありますが、神栖市の排出量内訳で多くを占めている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を本計画の対象とします。

表 2.1 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		主な排出活動	計画対象
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用	
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等	
メタン(CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排泄物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理	
一酸化二窒素(N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の肥料の使用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理	計画対象外
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFC _s の製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFC _s の使用	
パーフルオロカーボン類(PFCs)		アルミニウムの製造、PFC _s の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての HFC _s の使用	
六ふっ化硫黄(SF ₆)		マグネシウムの合金製造、SF ₆ の製造、電気機械機器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出	
三ふっ化窒素(NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造	

出典：環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(令和 6 年 4 月)」より

3. 温室効果ガスの排出状況

3-1 温室効果ガス排出量の現況

① 全体の温室効果ガス排出量の推移と内訳

2023（令和5）年度における温室効果ガス排出量は11,798t-CO₂であり、基準年度である2013（平成25）年度と比較して約6.9%の削減となりました。温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素排出量は全体の約99%占めています。なお、2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で在宅時間が増加したことにより、市有施設の温室効果ガス排出量が一時的に減少しました。

二酸化炭素排出量は主にエネルギーの消費に伴い発生するもので、電力由来の排出量が最も多く全体の半分以上を占めています。

図 3.1 温室効果ガス排出量の推移（温室効果ガスの種類別）

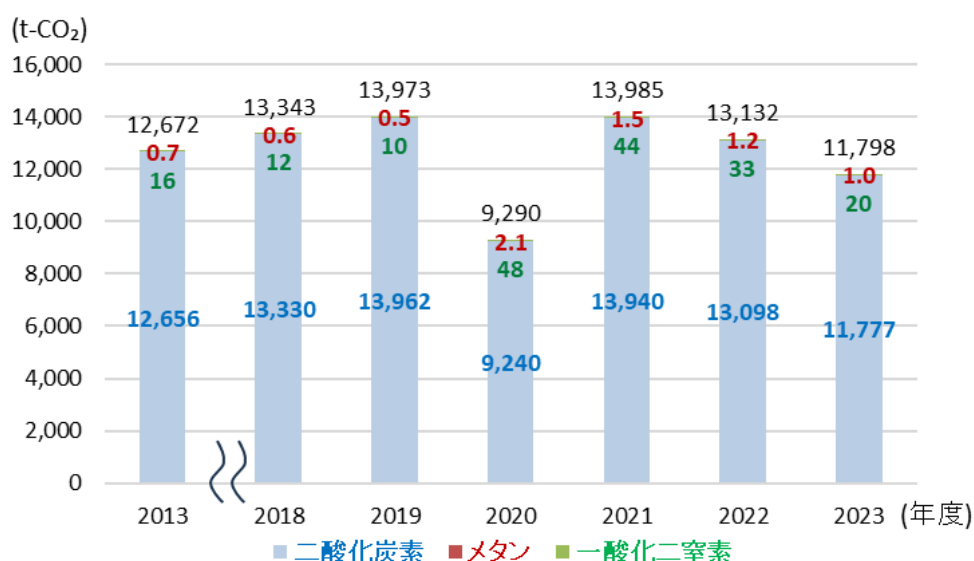
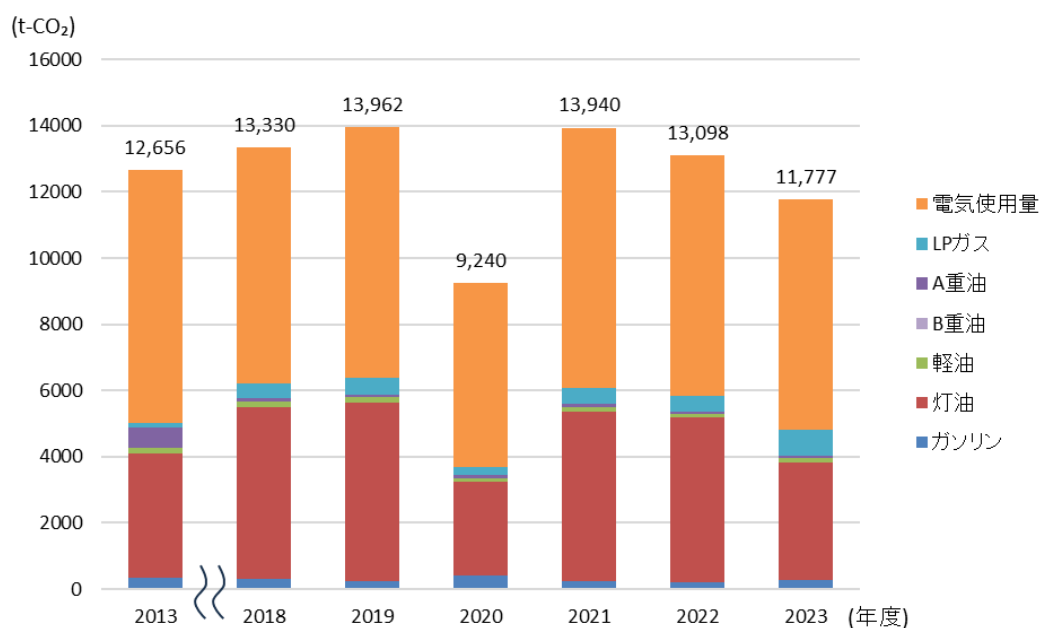


図 3.2 二酸化炭素排出量の推移（エネルギー種別）



② 所属組織別の温室効果排出量の推移と内訳

所属組織別の温室効果排出量は市出資機関（ごみ処理施設）が最も多くなっています。2020（令和 2）年度までは市長部局が 2 番目に多かったですが、2021（令和 3）年度以降は教育委員会が 2 番目となっています。教育委員会の 2023（令和 5）年度における温室効果ガス排出量は 3,632t-CO₂であり、基準年度である 2013（平成 25）年度と比較して約 60.5%の増加となっています。

図 3.3 所属組織別の温室効果ガス排出量の推移

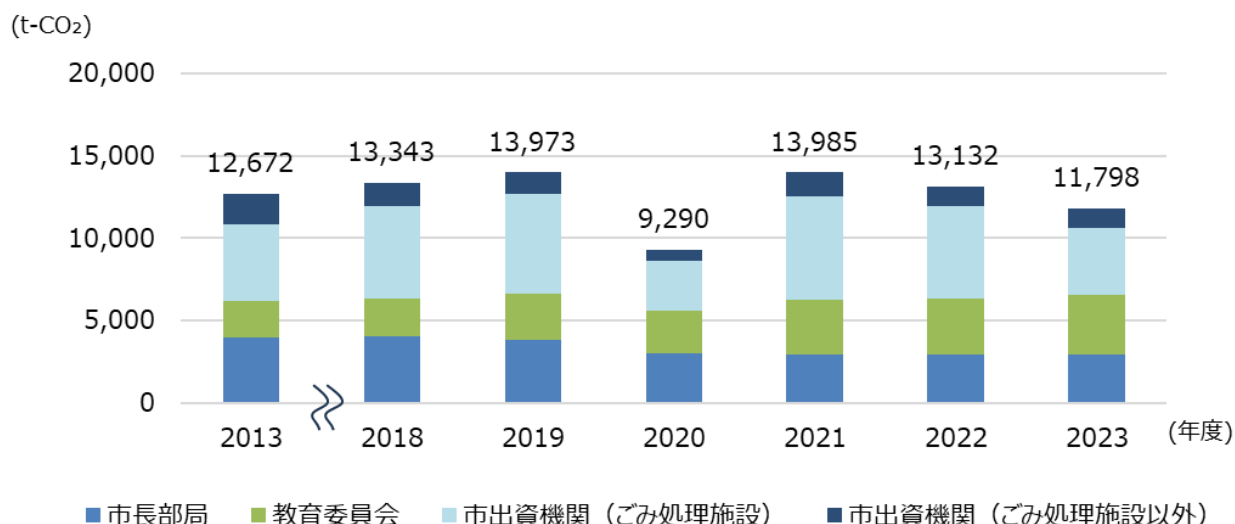


図 3.4 所属組織別の温室効果ガス排出量内訳（2023（令和 5）年度）

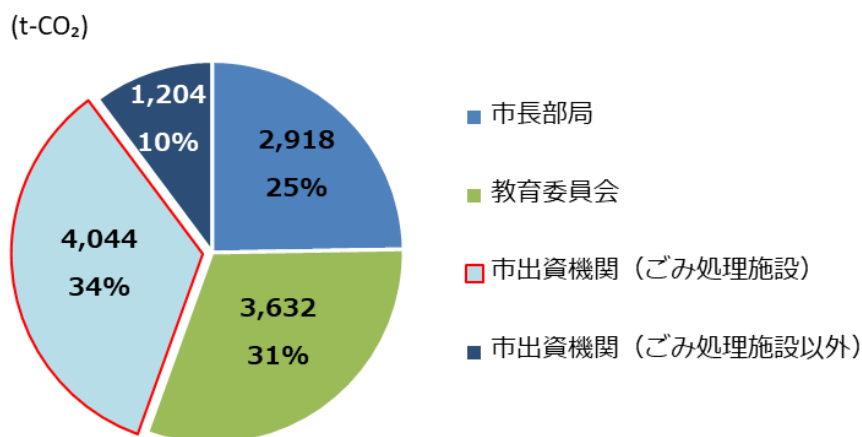


表 3.1 所属組織別・温室効果ガス種別の温室効果ガス排出量（2023（令和 5）年度）

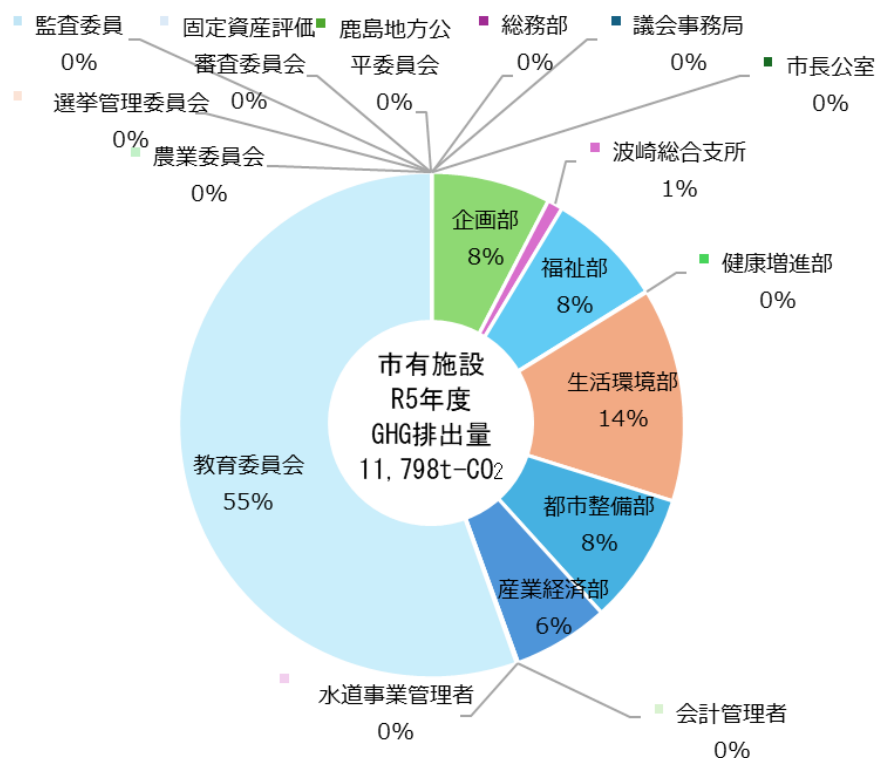
単位：t-CO₂

所属組織別	温室効果ガス種別			総計	基準年度比
	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素		
市長部局	2,902	1	16	2,918	-25.7%
教育委員会	3,631	0	1	3,632	60.5%
市出資機関（ごみ処理施設）	4,044	0	0	4,044	-12.1%
市出資機関（ごみ処理施設以外）	1,200	0	4	1,204	-36.0%
計	11,777	1	20	11,798	-6.9%

③ 部署又は施設別温室効果ガス排出量の内訳

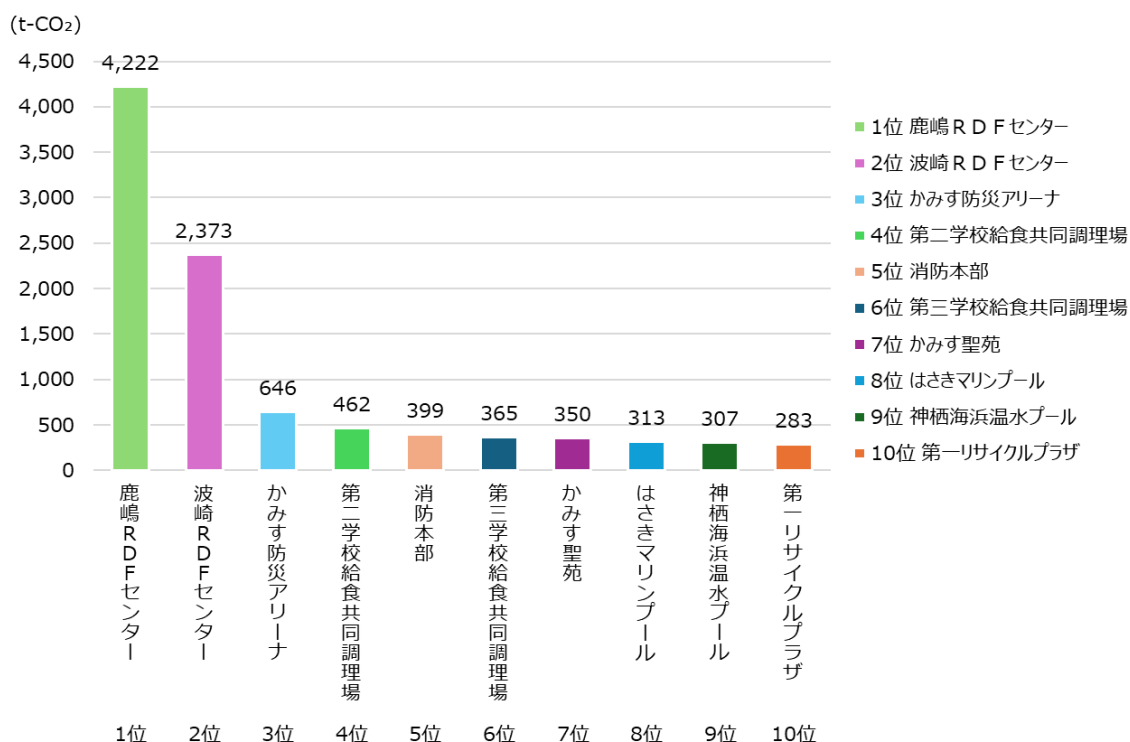
市出資機関を除いた部署別の温室効果ガス排出量の内訳では、教育委員会が大半を占めています。次いで多い部署は、生活環境部の14%、企画部と福祉部、都市整備部がそれぞれ約8%を占めています。

図 3.5 部署別の温室効果ガス排出量内訳（2023（令和5）年度）（市出資機関を除く）



市役所から排出される温室効果ガス排出量を施設別にみると、最も多く排出している施設はRDFセンターです。次いで多い施設は、かすみ防災アリーナ、第二学校給食共同調理場の順となっています。

図 3.6 施設別の温室効果ガス排出量（上位施設）（2023（令和5）年度）



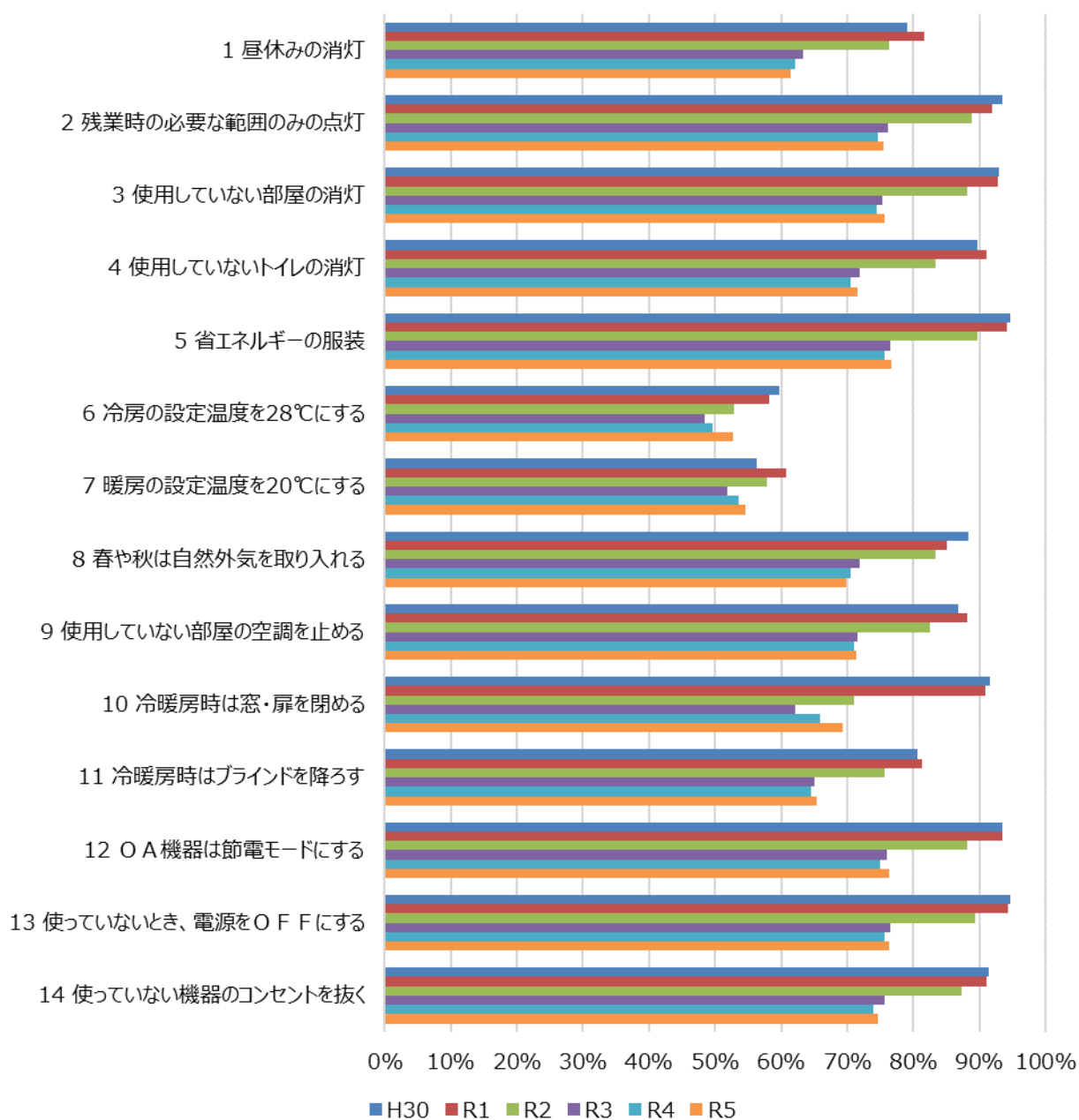
3-2 前計画の取組状況

本市では、前計画の PDCA サイクルの一環として、各課・各施設の取組実施状況及びエネルギー使用量等を毎年把握し、点検・評価を行ってきました。

① エネルギーの使用に関する取組状況

エネルギーの使用に関する取組状況は、消灯や省エネルギーの服装等の実施率は高いのに対して、冷暖房の設定温度に関する省エネ行動の実施率が低くなっています。

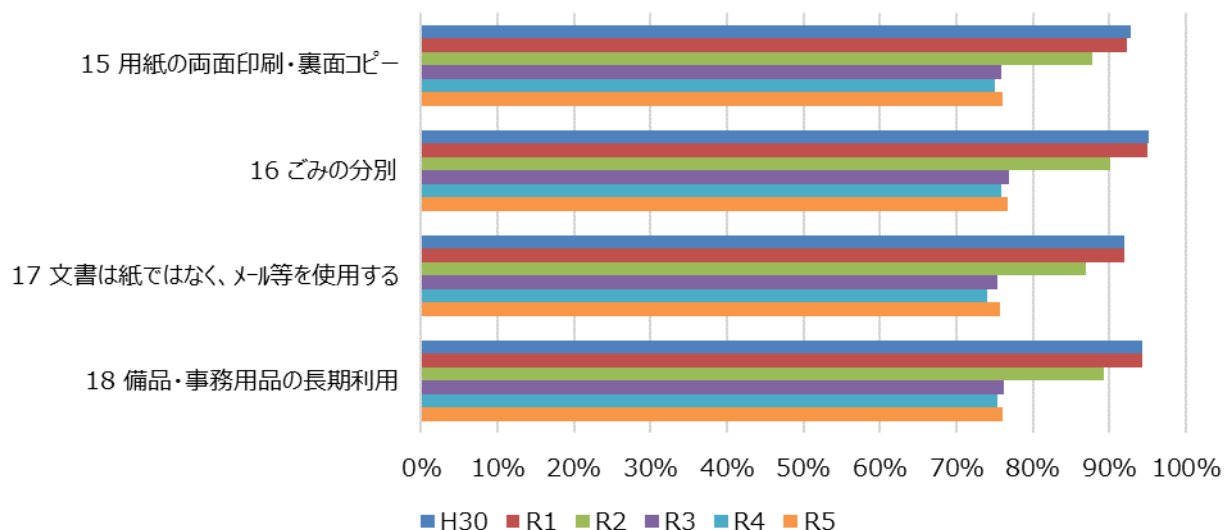
図 3.7 全職員の省エネ行動実施率（2023（令和 5）年度）（エネルギーの使用）



② ごみの発生抑制・資源の有効活用に関する取組状況

ごみの発生抑制・資源の有効活用に関する取組状況は、概ね高い実施率となっており、2018（平成30）年度から2023（令和5）年度の過去5年間すべて70%以上となっています。

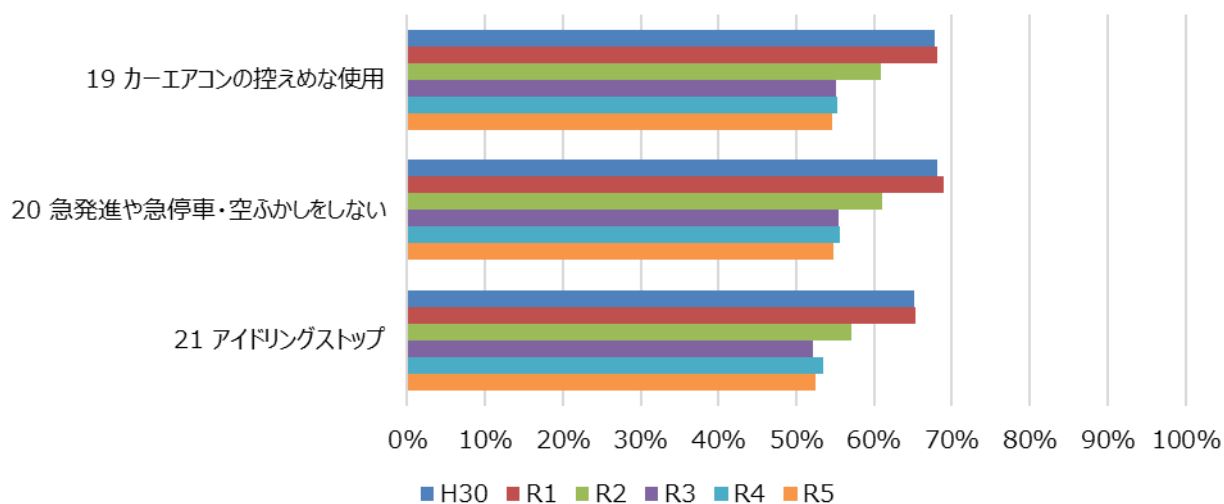
図 3.8 全職員の省エネ行動実施率（2023（令和5）年度）（ごみの発生抑制・資源の有効活用）



③ 公用車の使用に関する取組状況

公用車の使用に関する取組状況は、①エネルギーの使用、②ごみの発生抑制・資源の有効活用の取組状況と比較すると、直近では約50~60%と低い実施率となっています。

図 3.9 全職員の省エネ行動実施率（2023（令和5）年度）（公用車の使用）



4. 温室効果ガスの削減目標

4-1 目標設定の考え方

神栖市役所では、国の「地球温暖化対策計画」（2021（令和 3）年 10 月に閣議決定）の削減目標（2030（令和 12）年度時点で 2013（平成 25）年度比約 46%削減）に準拠することを基本的な考え方とします。

前計画では、東日本大震災後の電力供給の不安定な状況からの過渡期であったことから電力排出係数を基準年度（2013（平成 25）年度）で固定して目標値を設定していましたが、本計画では電力排出係数は国等の見込に合わせて設定します。

目標は、市有施設数の削減や職員行動の改善、市有施設における照明・空調設備更新をはじめとした設備改修・再エネ設備導入、電力排出係数の低減を想定し、4 年間で目指すべき水準を設定します。

なお、ごみ処理施設は 2024（令和 6）年度からごみ処理体系が大きく変わったことから、ごみ処理施設については参考値として扱います。

4-2 基準年度・目標年度

基準年度は、国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に準拠して国の基準年度と同様の 2013（平成 25）年度とします。

また目標年度は、2030（令和 12）年度を見据えつつ、計画期間である 4 年間で対象として、2028（令和 10）年度とします。

4-3 温室効果ガス排出量の削減目標

本市の削減目標は、前述の考え方等を踏まえ、2028（令和 10）年度までの削減量を推計した結果を表 4.1 に示します。2013（平成 25）年度比で 30%削減を目指します。

2028 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標

30%削減（2013 年度比）

表 4.1 温室効果ガス排出量の年度別内訳

単位：t-CO₂

所属	基準値 (2013 年度)	現況値 (2023 年度)	将来推計値 (2028 年度)	
				基準年度比
市長部局	3,927	2,918	2,001	-49.1%
教育委員会	2,263	3,632	2,773	22.5%
市出資機関等（ごみ処理施設以外）	1,880	1,204	876	-53.4%
計（ごみ処理施設を除く）	8,071	7,755	5,650	-30.0%
市出資機関等（ごみ処理施設）	4,601	4,044	18,571	303.6%
計（ごみ処理施設を含む）	12,672	11,798	24,221	91.1%

5. 施策の展開

5-1 施策の基本方針

以下の6つの視点から、温室効果ガスの削減目標達成に向けて、施策の内容に取り組んでいきます。

表 5.1 施策の基本方針

施策の基本方針	施策
1 省エネルギー対策	庁舎等の管理において必要な取組を検討します。 例えば、空調の温度設定や使用期間の設定、空調設備や熱源施設の管理方針などについて検討します。また、施設の整備にあたって配慮すべき事項を検討します。
2 再生可能エネルギーの導入推進	今後の公共施設等の整備にあたっては、再生可能エネルギーの導入などを検討します。 再生可能エネルギーの直接導入が難しい施設においては、再生可能エネルギー電力の外部調達についても検討します。
3 環境配慮した公用車の使用	公用車の利用に係る取組について検討します。 例えば、公用車の導入方針、エコ・ドライブの実践など公用車の使用に伴う温室効果ガス総排出量を削減するための取組を検討します。
4 環境配慮行動	庁舎等において使用している物品のグリーン購入や、ごみの減量、リサイクルの推進に係る取組を検討します。
5 日常業務における取組	本計画の中心となる取組で、施設で働く職員が日常の活動の中で取り組むべき事項について検討します。 例えば、パソコンの省エネ設定や不要箇所の消灯、クールビズ、ウォームビズの推進などの取組を検討します。
6 その他	法律、条例その他地域との協定並びに自ら定めた計画に基づいて、排出ガス、排水などの状況を監視・測定します。

5-2 施策

(1) 省エネルギー対策

1) 施設管理者の取組

① 施設設備の適正な管理

- ✧ 照明器具の定期的な清掃と交換を行います。
- ✧ 空調設備のフィルタの定期的な清掃と交換を行います。
- ✧ 空調設備の低負荷運転を実施します。
- ✧ 空調設備の使用時期と時間を調整します。
- ✧ 熱源機器(ボイラー等)の定期的な点検を行います。
- ✧ 熱源機器の低負荷運転を実施します。
- ✧ 給湯機器の温度設定を適切に管理します。
- ✧ 夏は洗面所等での給湯期間の短縮に努めます。
- ✧ 業務に支障のない範囲で照明照度の調整に努めます。
- ✧ カーテンやブラインドによる日射調整に努めます。
- ✧ 夜間外灯照明を減灯します。
- ✧ 自動販売機の省エネルギー運転(照明 OFF、夜間電源 OFF)を行います。
- ✧ デマンドコントロール(電力需要のピークを抑えるために、電気機器の稼働を制御すること)を実施します。

② 市民・職員への啓発

- ✧ 市民・職員に対して施設への掲示等により省エネルギーの取組を呼びかけます。
- ✧ 省エネルギー型自動販売機を導入します。

③ 省エネルギー設備の導入

- ✧ 省エネルギー型設備の導入を推進します。
- ✧ 省エネルギー型の OA 機器を導入します。
- ✧ 照明の LED 化を順次進めます。
- ✧ 可能な範囲で感知式スイッチの導入に努めます。
- ✧ ビルエネルギーマネジメントシステム(ビル内のエネルギー使用量を一元管理・制御し、ビル全体のエネルギー使用の最適化を図ることができるシステム)の導入を推進します。
- ✧ 断熱性の高い施設の整備に努めます。

④ 敷地内の緑化

- ✧ 市有施設における緑のカーテンの導入を推進します。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

1) 施設管理者の取組

- ✧ 再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ✧ 太陽光発電、風力発電、太陽熱給湯装置などの自然エネルギー利用設備の導入を推進します。
- ✧ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備、エネルギー管理システムの導入を組み合わせた先進的・先導的な ZEB(Net Zero Energy Building の略称で“ゼブ”と言い、快適な室内環境を実現しながら消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物)モデルの構築を検討します。
- ✧ 再生可能エネルギー由来の電力購入を推進します。

(3) 環境配慮した公用車の使用

1) 施設管理者の取組

- ✧ 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等)の導入を推進します。
- ✧ 相乗りを励行します。
- ✧ 定期的な点検・整備を行います。

(4) 環境配慮行動

1) 施設管理者の取組

① 古紙配合率が高く、白色度の低い製品の購入

- ✧ コピー用紙は原則として古紙配合率 100%、白色度 70%以下の用紙を購入します。
- ✧ その他紙製品は、再生紙など環境ラベリングのされている製品を購入します。

② 古紙配合率の高い用紙を使用した印刷物の発注

- ✧ 印刷物は原則として再生紙で発注します。
- ✧ リサイクルしやすい非塗工紙の使用を推進します。
- ✧ 大豆インク等環境に配慮したインクの使用を推進します。

③ リサイクル製品・リサイクル可能な製品の購入

- ✧ 一般事務用品は、国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した製品、エコマークなど環境ラベリング製品の購入に努めます。
- ✧ 詰め替え可能な製品の購入を推進します。
- ✧ 作業服は、廃ペットボトルの再生プラスチック原料を用いたものを採用します。

④ 節水型製品の購入

- ✧ トイレ等は節水型製品を購入します。
- ✧ 女子トイレに流水音発生装置を導入します。
- ✧ トイレ、蛇口にはフラッシュバルブ式洗浄装置又は感知式自動洗浄装置を導入します。

⑤ 電力等のグリーン契約、カーボン・オフセットの推進

- ✧ 再生可能エネルギー比率の高い CO₂排出に配慮した電力調達に努めます。
- ✧ どうしても排出される CO₂排出については、J-クレジット等のカーボン・オフセットの活用を検討します。

⑥ 廃棄物の減量、リサイクルの推進

- ✧ 分別回収を実施します。
- ✧ 生ごみ処理機を導入します。
- ✧ ファイルやファイルボックスなどの物品の再使用を推進します。
- ✧ マイ箸の使用を励行します。
- ✧ マイバッグの使用を励行します。

⑦ 水道施設の管理

- ✧ 日常的な節水活動を呼びかけます。
- ✧ 漏水等の定期的な点検を行います。

⑧ 水利用の合理化

- ✧ トイレ用水や散水用水等への施設内の水の再利用や循環利用を推進します。
- ✧ 雨水貯留槽等の設置によるトイレ用水や散水用水への雨水利用を推進します。
- ✧ 節水型製品の導入に努めます。
- ✧ 雨水浸透枳や透水性舗装など、雨水の地下浸透を推進します。

⑨ 環境への負荷が少ない施設解体

- ✧ 解体時の副産物の資源化や有効利用に努めます。

⑩ 敷地内の緑化

- ✧ 郷土種(神栖市内に本来分布する生物種)などの地域特性に配慮した樹木の選定に努めます。

(5) 日常業務における取組

1) 職員の取組

① 照明の適正な利用

- ✧ 昼休みの消灯を推進します。
- ✧ 廊下やトイレ等の間引き点灯を行います。
- ✧ 使用していない部屋は消灯します。
- ✧ トイレ内に人がいないときは消灯します。
- ✧ 残業時は必要な範囲のみ点灯します。

② 空調の適正な利用

- ✧ 冷房使用時は室温 28℃を原則とします。
- ✧ 暖房使用時は室温 20℃を原則とします。
- ✧ 春や秋には自然外気を取り入れ、外気による冷房や換気を推進します。
- ✧ 使用していない部屋の空調は停止します。
- ✧ 冷暖房時には窓・扉を閉めます。
- ✧ 冷暖房時にはブラインドを使用します。
- ✧ 退庁時にはブラインドをおろします。
- ✧ 勤務時間外は職場環境保全も考慮して、必要最低限の冷房・暖房使用に留めます。

③ OA 機器の適正な利用

- ✧ 使っていないときのパソコンの電源は OFF にします。
- ✧ OA 機器は節電設定にします。
- ✧ コピー機は省電力モードを利用します。

④ 庁舎でのその他省エネの取組

- ✧ 直近の階までは階段を利用します。
- ✧ コンセントを抜くなど、待機電力を減らします。
- ✧ ノー残業デーを徹底します。

⑤ 環境に配慮した移動手段の選択

- ✧ 次世代自動車を優先的に利用します。
- ✧ 庁舎間などの近距離の移動に自転車利用。徒歩移動を推進します。
- ✧ 自転車通勤を奨励します。

⑥ 自動車運転におけるエコ・ドライブの推進

- ✧ アイドリングストップなどエコ・ドライブを行います。

⑦ 用紙の使用量の削減

- ✧ 資料配付時の封筒の使用を原則として廃止します。
- ✧ 両面印刷を励行します。
- ✧ 裏面コピーを励行します。
- ✧ ページ数を削減するなどコピー枚数の削減に努めます。
- ✧ 必要部数を確認し、余計な資料のコピーを減らします。
- ✧ 会議等において、パソコン画面での確認を励行します。
- ✧ 庁内の事務連絡には可能な範囲で電子メールを使用します。

⑧ 廃棄物の減量、リサイクルの推進

- ✧ 分別回収の徹底に協力します。
- ✧ ごみ箱の数を減らすなど適正化に努めます。
- ✧ 不要になった用紙はストックし、再利用とリサイクルを徹底します。
- ✧ トナーカートリッジは再生利用します。
- ✧ ファイル・封筒の再利用に努めます。
- ✧ 備品・事務用品は、修繕等により長期利用に努めます。

(6) その他

1) 施設管理者の取組

① 法規制遵守の徹底

- ✧ 施設の管理にあたり、法律、条例その他地域との協定などを遵守します。

② 監視・測定の実施

- ✧ 法律、条例その他地域との協定並びに自ら定めた計画に基づいて、排出ガス、排水などの状況を監視・測定します。

③ 敷地内の緑地の適正管理

- ✧ 化学肥料や農薬の使用量を減らします。
- ✧ 定期的な剪定等の適切な維持管理を行います。
- ✧ 剪定枝等は、チップや堆肥化などの資源化を推進します。

④ 環境への負荷の少ない工事

- ✧ 低公害型の工法や建設機械の採用に努めます。
- ✧ 副産物の有効利用に努めます。
- ✧ 副産物の少ない資材の採用に努めます。

6. 計画の推進

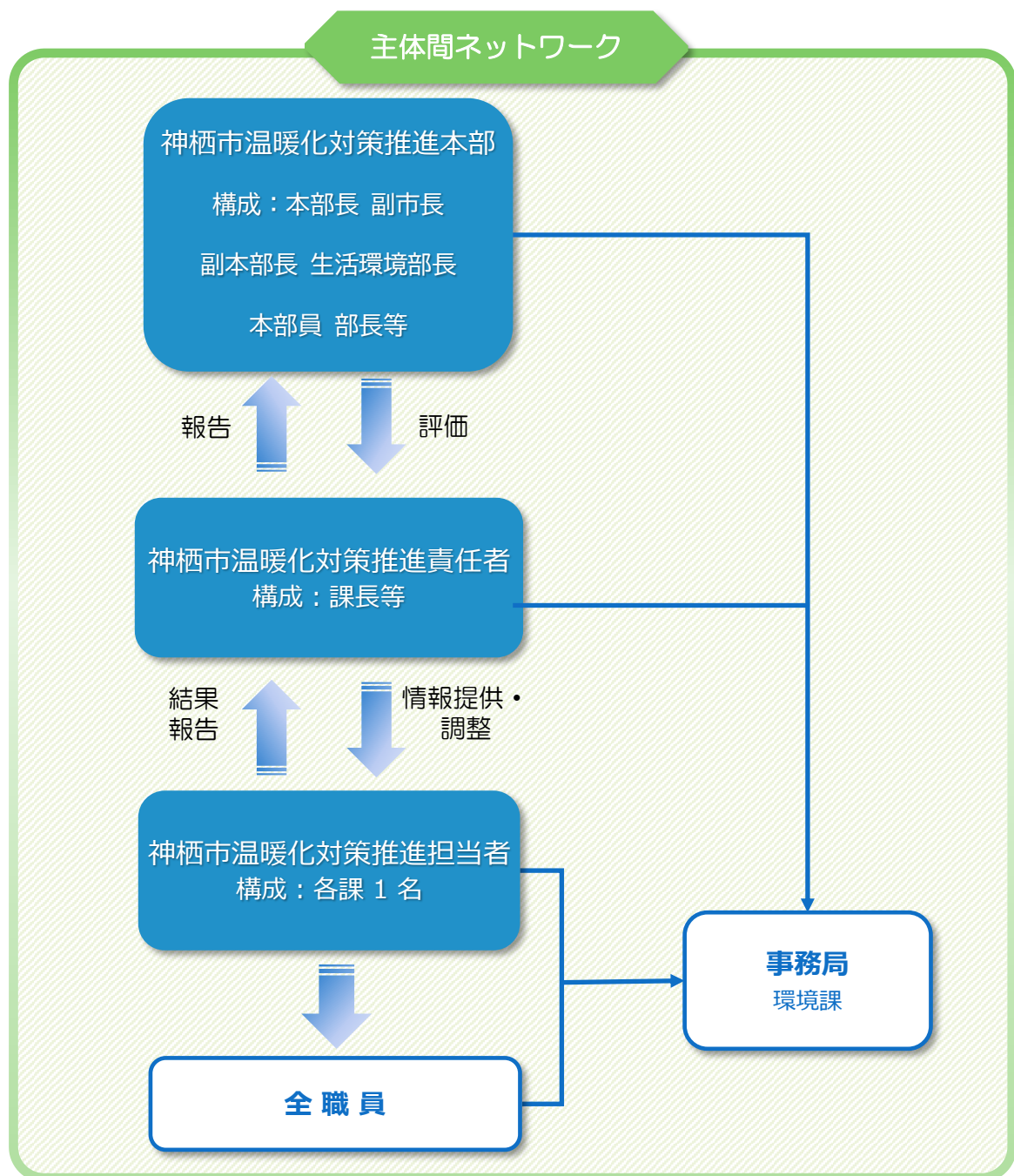
6-1 推進体制

この計画の目的は、本市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの抑制と環境への負荷の低減の実現です。この目的の達成には、市役所全体で計画を推進することが必要です。

計画の推進では、副市長を本部長とした「推進本部」を計画の推進、進行管理の中心とします。また、推進本部員である部長等は、課長等によって構成される「推進責任者」の取組を管理・監督します。

その下に計画の推進・進行管理や点検・評価、見直しを行う「推進担当者」を設置します。

図 6.1 推進体制のイメージ



6-2 進捗管理

計画の実効性の確保には、策定した計画を実行することはもとより、進捗状況を点検・評価し、必要に応じた計画の見直しを行うことが必要です。本計画では、このような計画の策定（Plan）、計画の実行（Do）、計画の点検・評価（Check）、計画の見直し（Action）を行う一連のサイクル（いわゆる PDCA サイクル）を繰り返し、計画の改善を図りながら、目標の達成をめざして、計画を推進します。

図 6.2 PDCA サイクルのイメージ

